

新型コロナウイルス感染症対策に関する
要 請 書
【令和2年4月】

福島県町村会
会長 小椋敏一

福島県町村議會議長会
会長 渡邊一夫

新型コロナウイルス感染症対策に関する要請

新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大している。

当県の感染者は現在 69 名（R2. 4. 26）で、日を追うごとに感染者が増加しており、特に、感染クラスターも 4 例発生しているなど、さらなる感染拡大が非常に懸念されている。

については、感染拡大の防止等に向け、下記事項について強く要請する。

記

1. 休業要請に基づく協力金については、自主的に休業や営業時間を短縮している飲食店等も含め支給するとともに、早急に制度設計し、実施すること。
2. 感染者のさらなる増大による医療崩壊を防ぐため、感染者のステージに応じた医療供給体制をしっかりと構築すること。
3. PCR 検査体制の拡充を図り、簡易に検査を受けられるようすること。
特に症状が出ていなくとも濃厚接触者については、PCR 検査を実施すること。
4. 町村は、医療機関や専門職が少ないなど医療体制が脆弱であることから、感染者の増大に備え、「発熱外来」を拠点的に整備すること。
5. マスクやアルコール消毒液等衛生資材等が、医療機関や社会福祉施設など、必要な方々へ十分な量が行き渡るようにすること。
6. 県民目線に立った正確かつ分かりやすい情報発信を迅速に行うこと。
なお、感染者やその家族、医療従事者やその家族に対する偏見や差別につながる行為は決して許されるものではないことから、人権や風評被害に配慮した対策を講じること。
さらに、感染者の具体的な情報提供等について、福島県コロナウイルス感染症医療調整本部と町村との情報共有を図ること。

7. 東日本大震災や令和元年東日本台風の被災により既往債務がある事業者が多いことから、農林業者、商工観光業等あらゆる事業者の資金繰り支援に県としても万全を期すこと。
8. 感染拡大を根本的に解決させるため、有効な治療薬やワクチンの開発・普及を世界の英知を集結して加速化させるとともに、有効性と安全性が確認された治療薬・ワクチンの早期活用を国に対し強く働きかけること。
9. 地方税における特例措置による地方税の徴収猶予により、町村財政運営に支障が生じることのないよう、万全の対策を国に対し強く働きかけること。
10. 緊急経済対策として実施される特別定額給付金（仮称）に係る事務費については全額国費で対応するよう、国に強く働きかけること。